

沖縄県立芸術大学における遠隔授業実施に関するガイドライン

1 目的等

本学は、新型コロナウイルス感染症の大学内における感染リスクを低減し、教員及び学生の健康と安全に配慮するとともに、学生の学修機会を確保するため、多様なメディアを利用するなどして教員と学生が遠隔で行う授業（以下「遠隔授業」という。）を導入することとし、その実施に関して、以下のとおりガイドラインを定める。

2 本学における遠隔授業について

(1) 遠隔授業の形態

本学における遠隔授業は、以下の4形態を想定している。

【学内型】教員は学内で授業（資料や課題の作成も含む、以下同じ。）を行い、学生も学内の別室で受講する形態

【学内-自宅型】教員は学内で授業を行い、学生は自宅等で受講する形態

【自宅-学内型】教員は自宅等で授業を行い、学生は学内で受講する形態

【自宅型】教員は自宅等で授業を行い、学生も自宅等で受講する形態

*学内型遠隔授業の実施にあたっては、非常勤の教員も、当該授業を管轄する学科室を通じて事前に教室・設備使用願いを提出し、当該専攻等から許可を受けることで本学の教室その他設備を利用できる。

(2) 遠隔授業の種類等

本学における遠隔授業は、以下の3種類とする。また、面接授業と遠隔授業を併用した授業方法を「ハイブリッド型授業」とする。

① オンデマンド型遠隔授業

教員が教材（テキスト資料、画像、動画など）を提供し、学生がそれらを受け取ることで進められる授業。

本学が提供するインターネット上のシステムを利用して、教員が講義資料や課題を本学が管理するインターネット上のストレージ（保管場所）に保存（アップロード）し、学生がそれを入手（ダウンロード）する。また、学生

はメールで課題を教員に提出したり、質問を行う。

必ずしも既定の時間（時間割通り）に授業を行う必要はないが、原則として既定の日時にまでに、教材を提供できる状態にしておくこと。

なお、本学では、インターネットを介さず、電話や郵便で教員と学生とのやりとりを行うこともこれに含むこととする。

② 同時双方向型（リアルタイム型）遠隔授業

授業の映像や音声を、インターネットを介して生中継し、学生が視聴あるいは参加することで進められる授業。教員・学生の双方が、マイク機能やカメラ機能を備えるデバイス（装置）が必要になる。

③ 併用型遠隔授業

オンデマンド型と同時双方向型（リアルタイム型）を併用した遠隔授業

(3) 留意事項

遠隔授業の実施にあたり、教員及び学生は以下の事項に留意すること。

- ア 他人に対する誹謗中傷あるいは名誉を毀損する内容を含まないこと。
- イ 差別的及び公序良俗に反する表現・発言を含まないこと。
- ウ その他、法律に違反する内容を含まないこと。
- エ 遠隔授業の最中に、教員と当該学生以外の人物が、個人の特典ができる状態で映り込むことを避けること。

3 遠隔授業による教育格差を防止するためのガイドラインについて

(1) 学生のインターネット環境等の把握、対応策等

- ア 教員は、遠隔授業の開始に先立ち、学生のインターネット環境やデバイスを把握し、教育格差が生じないよう対策を講ずること。
- イ 学生が所有するデバイスがスマートフォンのみである可能性も考慮し、配付資料の作成（文字サイズ等）を工夫すること。
- ウ 学生の通信量の負担軽減（提供資料の容量の圧縮等）に配慮すること。

(2) 同時双方向型（リアルタイム型）遠隔授業の実施条件

同時双方向型遠隔授業の実施にあたっては、教員と学生双方のインターネット環境等が整っている必要があるため、以下の条件を満たす場合にのみ認める。

- ア 教員が、授業に参加する学生のインターネット環境条件及び所有するデバイスを事前に確認できていること。
- イ 環境条件等が整っている学生が双方向型授業を受けることに同意していること。また環境条件等が整っていない学生への対応が配慮されており、当該学生がそれに同意していること。
- ウ 同時双方向型遠隔授業を実施することで、学生が経済的に著しく過重な負

担とならないこと。

エ 教員は、経済的負担を伴うインターネット環境の改善を学生に要求しないこと。

オ 同時双方向型遠隔授業を実施している最中に、教員あるいは学生の不可抗力（通信状態の悪化等）で授業を継続あるいは受講できなくなった場合には、速やかに授業の代替となる課題の配付準備ができること。

(3) インターネット環境等が整わない学生への対応

ア 十分な通信環境を持たない学生に対しては、本学のコンピュータ教室及び学内 Wi-Fi が利用できる教室を提供することができる。ただし、教室の開放については、県内の新型コロナウイルス感染症の影響の状況等を注視しつつ適宜対応する。

イ 遠隔授業を受講するために必要なデバイス（パソコン等）を持たない学生については、大学が所有する範囲で適時貸し出すことができる。

ウ 特に、進級・卒業・修了要件に深く関わる授業や、最終年次（学部4年生及び大学院最終学年）の授業においては学生に十分な配慮をすること。

(4) 合理的配慮を要する学生及び留学生への対応

教員は、遠隔授業の実施に当たっては、合理的配慮を要する学生及び留学生への教育格差や不利益が生じることのないよう、十分に配慮すること。

また、合理的配慮を要する学生については、同学生が履修する科目の授業担当教員あてに、配慮依頼に係る文書が送付されるため、その内容を踏まえて遠隔授業を実施すること。

4 本学が提供する遠隔授業システム及びその利用に関するガイドライン

(1) 本学が提供する遠隔授業システム

本学は、遠隔授業システムとして、以下2つのクラウドサービスを導入する。また、本学の学生向けプラットフォームである新規学生支援システム(UNIPA)を用いることもできる。教員は、原則としてこれらのシステムを利用して授業運営を行うこと。

遠隔授業の情報については、学生が容易に情報を入手できるようにするため、UNIPA上の各授業ページ(クラスプロファイル)に掲載すること。

① Microsoft 365 (Office365) /提供元 : Microsoft

オンライン版の Word、Excel、PowerPoint、Teams（チャット、会議ができるコラボレーション・プラットフォーム）などが含まれる。

② G Suite for Education /提供元 : Google

Gmail（メールサービス）、ドキュメント（文書作成アプリ）、スプレッドシート（表計算アプリ）、スライド（プレゼンテーション作成アプリ）、Classroom（教育支援サービス アプリ）、Meet（ビデオ会議アプリ）などが

含まれる。

(2) 本学が提供するアカウントの使用

ア 本学の全ての教員（非常勤講師を含む）と学生に、両方のサービスを無料で使用できるアカウントを付与する。遠隔授業システムの利用にあたっては、同アカウントを使用すること。

イ 教員個人で既に Microsoft や Google のアカウントを持っている場合であっても、本学の遠隔授業システムを利用する際には、本学が提供するアカウントを用いて各種サービスを利用すること。

(3) 本学提供システム以外を用いた遠隔授業について

やむを得ない理由で本学が提供するシステム以外のアプリケーションやツール（例えば Zoom や Cisco Webex 等）を使用する場合は以下を遵守すること。なお、本学は、本学が提供するシステム以外のサポートは一切行わず、これらを利用した場合に生じた全ての問題については、その使用者が責任を負うものとする。

ア 有償版のサービス・アプリケーションを使用すること。

イ 事前に本学総務課に使用申請書等を提出すること。

5 学生の個人情報取得等に関するガイドライン

(1) 学生の個人情報の取扱

ア 教員（非常勤講師を含む）は、授業運営に際して大学から付与されたアカウント及びメールアドレスを用いて学生との連絡を行う。

イ 学生の個人情報については、本学教職員（教育補助専門員、事務補助等を含む）であっても必要以上に取得しない。

ウ 学生の個人情報は、本学教職員以外の者に提供してはならない。

エ 学生のインターネット環境や所有するデバイスに関する情報についても、その取扱に十分注意すること。

オ 授業運営上、学生の個人情報（電話や郵送による遠隔授業のための電話番号、住所等）が必要な場合は、本学の個人情報に関する規程に基づき、その目的を明示して、学生本人から収集すること。同個人情報は、適切に管理するとともに、利用目的に限って利用し、保有する必要がなくなった場合は、確実な方法により、かつ、速やかに廃棄又は消去すること。

(2) 個人情報の流出防止

ア 教員（非常勤講師を含む）は、授業運営に関して取得した学生のメールアドレス情報等について、遠隔授業システム外への流出防止を徹底すること。

イ ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）上への情報流出には細心の注意を払うこと。例えば、授業風景を撮影した動画・写真・音声などを SNS 上に掲載するような行為はあってはならない。

6 著作権について

(1) 遠隔授業における著作物の利用

改正著作権法に基づく授業目的公衆送信補償金制度が、令和2年4月28日に施行され、本学は速やかに沖縄県著作権担当部署を通して登録を行った。令和3年度以降も、引き続き活用することとしている。

なお、同制度においても、著作権者の利益を不当に害することは認められておらず、授業を目的とした利用に限られることに留意する必要がある。

(2) 学生の禁止事項について

学生は、遠隔授業を受講するにあたり、以下の行為を行ってはならない。

ア 遠隔授業の内容（講義資料等を含む）を許可なく録音・録画し、SNS等によりインターネット上で共有・公開すること。

イ 授業で配付された講義資料等を、教員の許可なく他者に配布すること。

ウ 配付された講義資料等に掲載された著作物（絵画作品、写真、音楽、その他動画や音声など）を切り取り、SNS等インターネット上で共有・公開すること。